

平成28年12月22日
自動車局整備課

ユーザー車検を受検した自動車の定期点検整備に関するアンケート調査を実施します

自動車を安全・安心に使用していくためには、適切に定期的な点検と整備(定期点検整備)が行われることが重要です。定期点検整備においては、安全上重要なブレーキ等を分解して整備する「分解整備」を伴うことがあります。「分解整備」を業として実施するには、道路運送車両法に基づく、国の認証を受けなければならないため、認証を受けていない事業者が車検を請け負い、ユーザー車検の手続を代行した場合、定期点検整備が確実に実施されていないおそれがあります。

このため、車検後に事業者から渡された点検整備記録簿をユーザーの皆様にご確認いただき、適切な自動車の保守管理に役立てていただくとともに、「分解整備」を行う事業者の情報収集を行うことを目的として、アンケート調査を実施します。

今後の国土交通行政の効果的な推進に参考となる市場での定期点検整備の実態について情報収集を行うものです。

【アンケートの対象となる自動車ユーザー】

以下の条件をすべて満たすユーザーを対象とし、無作為に抽出します。

- ① 平成28年11月中に車検を受検したもの
- ② 車検申請時に、点検整備記録簿を提示したもの
- ③ 受検形態が「その他(使用者以外の者により受検が代行された場合)」のもの

【アンケートの内容】

- ① 点検整備記録簿の保管状況
- ② 定期点検整備における交換部品
- ③ 定期点検整備の実施者
- ④ 車検の依頼先の形態 など

【調査実施期間】

平成28年12月末までにアンケートを送付、平成29年1月末までにアンケートを回収



本アンケートにおける、点検整備や分解整備事業に関する「よくあるご質問」はこちらで確認できます。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/2016_usersyaken.pdf

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局整備課 久手、成澤
代表：03-5253-8111 (内線 42423)
直通：03-5253-8600

(参考)

「分解整備」とは、原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造であって国土交通省令で定めるものをいう。(道路運送車両法第 49 条に規定)

国土交通省令

[道路運送車両法施行規則第 3 条] (分解整備の定義)

分解整備の例

